

(資料6)

宿泊税導入自治体の制度内容について

第1回秋田市宿泊税検討委員会

令和6年7月10日

【宿泊税導入自治体の状況】 導入目的

自治体名	導入目的
東京都	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
大阪府	世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
京都市	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
金沢市	歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
倶知安町	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
福岡県	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
福岡市	「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「MICE都市としてのプレゼンス向上」及び「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」に要する費用に充てる。
北九州市	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。

【宿泊税導入自治体の状況】 用途

項目	事業名等・取組内容	自治体名
歴史・伝統 ・文化振興	街路樹等雪吊り魅力向上事業費	金沢市
	文化財の保全・継承に向けた取組	京都市
	歴史的景観の保全に向けた取組等	
	歴史・文化に配慮した道づくり	福岡市
受入環境の 充実	Wi-Fiやデジタルサイネージなどの利用環境の整備	東京都
	観光事業者のデジタル技術を活用した取組への支援	大阪府
	多言語の対応の強化・観光バス等の駐車場の整備	
	大阪城エリアにおける公共船着場等の整備	
	移動利便性の向上・観光地等交通対策	京都市
	街路樹の育成管理など	
	宿泊施設改修支援事業費補助	金沢市
	金沢中央観光案内所管理運営費	
	宿泊事業者受入環境充実の支援	福岡市
	宿泊施設等改修支援	北九州市
観光客受入環境整備費	長崎市	
観光産業人材育成事業費		
総合観光案内所運営費		
地域DMO支援事業	倶知安町	

項目	事業名・取組内容	自治体名
持続可能な 観光振興施策	東京観光情報センター（都内5箇所）設置・運営	東京都
	金沢駅東広場環境向上推進費	金沢市
	第3期まちのり構築費	
	博多旧市街プロジェクト	福岡市
	鴻臚館整備・活用事業	
MICE関係経費	MICE誘致活動	東京都
	安心安全なMICEの徹底	京都市
	国内を代表するMICE拠点の形成	福岡市
	MICE戦略を強化し、都市型集客を促進	北九州市
	MICE推進費	長崎市
魅力づくりおよび プロモーション	ナイトカルチャー魅力創出事業費	大阪府
	魅力あるナイトコンテンツの創出	福岡市
	市の魅力を伝えるセールスプロモーション	北九州市
	アジアを中心とした誘客を促進	
	世界・日本新三大夜景推進費	長崎市
	インバウンド誘致広域連携事業費	
	アジアを中心とした誘客を促進	北九州市
緊急時の対応等	倶知安町宿泊税基金	倶知安町
	福岡県宿泊税基金	福岡県
	観光交流基金積立金	長崎市
宿泊税賦課費	賦課業務に係る経費・報償金または奨励金の交付	全自治体

【宿泊税導入自治体の状況】 課税客体、課税標準および納税義務者

- 課税客体については、ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を行う施設への宿泊としている。
- 課税標準については、倶知安町以外は上記施設への宿泊数としている。
- 倶知安町に関しては、コンドミニアム等を想定し、1人、1部屋または1棟の宿泊料金としている。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
人口（令和5年1月1日時点の住民基本台帳）	13,841,665人	8,784,421人	1,385,190人	447,181人	15,717人	5,104,921人	1,581,398人	929,396人	398,039人
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
課税客体	・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館への宿泊	・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業および住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊（民泊）	・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業および住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業および住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）
課税標準	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左	上記施設への1人、1部屋または1棟の宿泊料金	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

【宿泊税導入自治体の状況】 特別徴収義務者、徴収方法および申告期限

○特別徴収義務者については、いずれも旅館業または住宅宿泊事業の経営者として
いる。

○徴収方法および申告期限については、導入自治体全てにおいて、共通している。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者（特区民泊事業者） ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者（民泊事業者） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者（民泊事業者） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者（旅館・ホテル等及び民泊） ・国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者（特区民泊事業者） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者（特区民泊事業者） ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	特別徴収 ・特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。								
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入が可能となっている。								

【宿泊税導入自治体の状況】 税率（税額）・免税点

- 税率（税額）については、倶知安町以外の自治体は定額で設定している。
- 一律定額としている自治体と宿泊料金に応じて、段階的に金額を設定している自治体がある。
- 東京都および大阪府は一定以下の宿泊料金に課税しない免税点を設けている。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
税額 (税率)	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊または1部屋1泊または1棟1泊の	1人1泊について、	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、	1人1泊について、宿泊料金が
	①1万円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上：200円	①7千円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：300円	①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円	宿泊料金の2%	200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は50円 ※その他、新たに宿泊税を県内市町村が課す場合、100円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円 (いずれも、うち県税50円)	200円(うち県税50円)	①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：500円
免税点	1万円	7千円	なし	なし※	なし	なし	なし	なし	なし
7千円未満	非課税	非課税	200円	200円	※5千円の場合100円	200円	200円	200円	100円
7千円以上1万円未満	非課税	100円	200円	200円	※7千円の場合140円	200円	200円	200円	100円
1万円以上1万5千円未満	100円	100円	200円	200円	※1万円の場合200円	200円	200円	200円	200円
1万5千円以上2万円未満	200円	200円	200円	200円	※1万5千円の場合300円	200円	200円	200円	200円
2万円以上5万円未満	200円	300円	500円	500円	※2万の場合400円	200円	500円	200円	500円
5万円以上	200円	300円	1,000円	500円	※5万円の場合1,000円	200円	500円	200円	500円

※金沢市について、令和6年10月以降、5千円未満は宿泊税を免除する予定

【宿泊税導入自治体の状況】 課税免除

- すでに導入済みの9自治体全てが、「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」を、課税免除としている。
- また、京都市、倶知安町、長崎市においては、修学旅行などの学校行事への参加者および引率者等について、課税免除としている。

自治体名	京都市	倶知安町	長崎市
課税免除対象	<ul style="list-style-type: none">・修学旅行その他学校行事への参加者および引率者	<ul style="list-style-type: none">・修学旅行その他学校行事への参加者および引率者・倶知安町で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生	<ul style="list-style-type: none">・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事への参加者および引率者・部活動または地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する者および引率者

【宿泊税導入自治体の状況】 特別徴収交付金

- いずれの自治体も特別徴収義務者（宿泊事業者）に対して、奨励金や報償金を交付している。
- 導入から5年間は特例の加算措置を設けている自治体が多く、それに加えて各自治体独自の加算措置が設けられている自治体もある。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報償金	宿泊税報償金	宿泊税報償金	宿泊税特別徴収報償金
交付額	納付された金額の2.5% 【上限100万円】	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う更正等が生じたとき 納期内完納額の1.0%	納期内納入額の2.5% 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% ※令和5年度までは納入月1月につき1,000円を加算 【上限50万円】	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う更正等が生じたとき 納期内完納額の1.0%	納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% 【上限50万円】
特例措置等	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	なし

【宿泊税導入自治体の状況】見直し時期

○条例施行後、3年または5年を経過した場合に、施行後の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、制度について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずることとしている。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
見直し時期	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、3年、その後5年ごと	条例施行後、3年、その後5年ごと	条例施行後、3年、その後5年ごと	条例施行後、3年ごと
見直し内容	<ul style="list-style-type: none"> ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い、令和2年7月から9月までの間は課税停止。大会延期に伴い、課税停止期間を令和3年9月まで延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象に簡易宿所および特区民泊を追加（平成29年7月1日施行） ・課税対象に住宅宿泊事業法に係る施設を追加（平成30年10月1日施行） ・免税点を1万円から7千円に引下げ（令和元年6月1日施行） ・万博の開催に伴い、令和7年4月1日から10月31日までの間は修学旅行生等を対象とし課税免除 		<ul style="list-style-type: none"> ・5千円の免税点を新設（令和6年10月1日施行） ・宿泊税特別徴収事務交付金の交付額を+0.5%とする特例措置を、令和11年3月まで延長 					